

# 連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会会則（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、本県出身の牧野富太郎博士をモデルとした連続テレビ小説の放送を最大限に生かして観光誘客を図るとともに、ひたすら草花に愛を注ぎ続けた牧野博士の精神や功績を後世に引き継いでいく取り組みを推進し、地域における持続可能な観光振興につなげることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）事業計画の策定・実施に関する事項
- （2）事業の広報及びPR活動に関する事項
- （3）関係団体等との調整に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するため必要な事項

## 第2章 組織等

（構成）

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する団体及び企業をもって構成し、当該団体及び企業の代表者等を委員とする。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 3名
- （3）監事 2名

2 会長は、高知県知事をもって充てる。

3 副会長及び監事は委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

（役員職務）

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、協議会の事業及び会計を監査する。

（顧問）

第7条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じて協議会の会議に出席して意見を述べることができる。

(参与)

第8条 会長は、協議会に参与を置くことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な事項について、会長の諮問に応じ、又は会長に対して助言を行う。

(任期)

第9条 役員、委員、顧問及び参与の任期は協議会の解散までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

### 第3章 会議等

(会議)

第10条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長を除く各委員は、代理の者を出席させることができる。

3 会長を除く各委員は、代理の者を出席させることができない場合は、委任状をもって会長を除く他の出席委員に権限を委任することができる。

(議決事項)

第11条 協議会の会議は、次の事項を審査し、決定する。

(1) 協議会会則の制定及び改廃

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) その他の重要事項

(議決)

第12条 協議会の会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の招集を行わず、書面により委員の承認を得ることにより、会議の議決に代えることができる。

3 前項に規定する議決については、同条第1項の規定を準用する。

(専決処分)

第13条 会長は、協議会の会議を招集するいとまのない場合には、協議会の会議の議決事項について、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の協議会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(関係者の出席)

第14条 会長は、必要があると認めるときは協議会に次条に定める運営委員会の委員長等及び第21条に定めるアドバイザー等の出席を求めることができる。

### 第4章 運営委員会

(運営委員会)

第15条 協議会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、協議会の方針決定を受けその目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 事業計画の策定・実施に関する事項
- (2) 事業の広報及びPR活動に関する事項
- (3) 関係団体等との調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するため必要な事項  
(構成)

第16条 運営委員会の委員は、本事業に賛同する団体若しくは企業に属する者又は個人をもって充てる。  
(運営委員会の役員)

第17条 運営委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は、協議会の会長が指名する者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第18条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長を除く各委員は、委任状をもって委員長を除く他の出席委員に権限を委任することができる。  
(議決)

第19条 運営委員会の会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決する。

(協議会への報告)

第20条 運営委員会において第11条に定める審議を終了したときは、委員長は協議会にその結果を報告するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、協議会に報告する事項は、委員長が運営委員会の会議に諮って決定する。  
(アドバイザー)

第21条 委員長は、特に必要があるときは、アドバイザーを置くことができ、会議等への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

## 第5章 事務局

(事務局)

第22条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、高知県観光振興部、高知県子ども・福祉政策部、高知県文化生活スポーツ部、高知県産業振興推進部、高知県中山間振興・交通部、高知県林業振興・環境部、高知県土木部、高知県教育委員会事務局、公益財団法人高知県観光コンベンション協会が共同で運営する。
- 3 事務局長は高知県観光振興部長を、副事務局長は高知県観光振興部副部長を、また事務局次長は高知県観光振興部観光政策課長をもって充てる。

## 第6章 経費及び会計年度並びに事務管理等

(経費)

第23条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、令和4年度の会計予算は、令和4年5月26日に始まるものとする。

3 会計の整理のために、翌年度の4月1日から5月31日までの間を出納整理期間とする。

(予算)

第25条 協議会のすべての収入及び支出は、予算に計上しなければならない。

2 収支予算は、会計年度ごとに事務局が編成し、協議会に提出してその承認を受けなければならない。

(決算)

第26条 決算は、会計年度の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

2 決算は、会計年度終了後、事務局において調整し、監事の会計監査を経て、協議会の承認を受けなければならない。

(事務管理等)

第27条 協議会における事務管理等に関しては、別に定める事務管理規程及び事務決裁規程に基づいて実施する。

## 第7章 解散その他

(解散)

第28条 協議会は、事業の完了報告の承認をもって解散する。

(雑則)

第29条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則 (令和4年5月26日)

この会則は、令和4年5月26日から施行する。